5　郵便送金指図の実施

5.1　指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。

5.2　指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。

5.3　受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としない。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が、払渡側の指定された事業体に対し内払金を支払い、又は決済用口座に入金する義務を履行していることを条件として行われる。

6　料金の設定

6.1　振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。

6.2　6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7　料金の免除

7.1　捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用する。

8　払渡側の指定された事業体に対する手数料

8.1　払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

9　指定された事業体の間における決済の頻度

9.1　差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとすることができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。

10　利用者への情報提供の義務

10.1　利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。

郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を実施する条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所

10.2　10.1に規定する情報は、無償で提供される。

第十一条　業務の質

1　指定された事業体は、団体商標によって郵便送金業務を特定することを決定することができる。

2　郵便業務理事会は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。

3　指定された事業体は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。

第三章　電子データ交換に関する原則

第十二条　相互運用性

1　ネットワーク

1.1　指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（ＥＤＩ）のシステム又はこの約定に従って郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。

1　指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。

2　データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならない。

3　指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。

第十四条　追跡及び特定

1　指定された事業体が利用する制度は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は必要な場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。

第二部　郵便送金業務に関する規則

第一章　郵便送金指図の処理

第十五条　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達

1　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。

2　郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。

第十六条　確認及び資金の引渡し

1　払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従って受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。

2　資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間及び二者間の取決めにより設定される。

第十七条　限度額

1　指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。

第十八条　払戻し

1　払戻しの範囲

1.1　郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があった場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算する。

1.2　代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章　調査請求及び責任

第十九条　調査請求

1　調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

2　指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条　利用者に対する指定された事業体の責任

1　資金の取扱い

1.1　振出側の指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

1.1.1　郵便送金指図が正規に払い渡される時